

事 務 連 絡
平成 2 2 年 1 月 2 5 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課 御中
各指定都市財政担当課

総務省自治財政局財政課

平成 2 2 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

平成 2 2 年度の国の予算につきましては、本年 1 月 2 2 日閣議決定され、国会に提出されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成 2 2 年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、昨年12月15日「平成22年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定し、本年1月22日に「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議決定し、これに基づいて同日、平成22年度予算を閣議決定し、国会に提出した。

1 平成22年度予算は、「平成22年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 予算編成の基本理念

予算編成とは、貴重な国民の税金をどのように用いるか、選択を行う作業に他ならない。現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責任を持つ選択を行うのが政治の役割である。未来を創る子ども達のために必要な政策を実行するため、政治が最大限の努力を行わなければならない。以下のような基本理念に立ち、全閣僚、全政務三役が一丸となって、責任ある予算編成に取り組むこととする。

- ① 「コンクリートから人へ」
- ② 「新しい公共」
- ③ 「未来への責任」
- ④ 「地域主権」
- ⑤ 経済成長と財政規律の両立

以上の基本理念のもとで予算を編成した上で、今後の経済運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となって強力かつ総合的な取組を行う。また、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていく。これにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に向けて、景気は緩やかに回復していくものとみられる。

(2) 平成22年度予算の重点分野

新政権は、「人間のための経済」を目指す。何よりも人のいのちを大切に

し、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。

こうした観点から、平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置く。

また、平成22年度予算におけるマニフェストの主要事項の具体的な取扱いについては、総理の統括のもと、国家戦略室及び「予算編成に関する閣僚委員会」において検討し、責任ある結論を得ることとする。

(3) 予算編成過程を刷新する

国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民にツケを回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、「依らしむべし、知らしむべからず」といった独善的な発想で、財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、ほかならぬ政治と行政が深く反省しなければならない。国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査し、自ら主体的に決定する、国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。

① 事業仕分けの反映

新政権は、予算編成を国民に開かれたものとし、国民各層に、予算編成過程を自らの問題として意識していただくことを目的に「事業仕分け」を実施し、国民・納税者の視点から「しがらみ」を排して白地で予算・事業の評価を行った。

この評価結果を踏まえ、平成22年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す。その一方、殊に政治的判断を要する事業は、予算編成の過程において必要な結論を得る。総じて、予算に盛られる事業については、国民の納得が得られるように十分な説明責任を果たす。

事業仕分けの結果、横断的見直しが必要な項目については、仕分け対象事業のみならず横断的に事業の見直しを徹底する。平成22年度予算への事業仕分けの評価結果等の反映状況は、予算編成後速やかに公表する。

② 入るを量りて出ざるを制す

新政権は、「入るを量りて出ざるを制す」予算編成を行い、先に歳出あ

りきで、足らざるを野放図に国債で埋めるというこれまでの予算編成の在り方から脱却する。

その一環として、事業仕分けの評価結果の厳格な反映によって不要不急の歳出の削減を行うとともに、特別会計について聖域なき見直しを断行した上で税外収入を確保し、これを最大限活用した予算編成を行う。

その上で、未来への責任を果たす財政運営を行う観点から、国債発行額の水準についても、財政規律を重視する姿勢を明確に示すものでなければならない。長期金利の急激な上昇を招かないよう、市場の発信を受け止め、市場の信認を確保することが重要である。

他方、現在の厳しい経済状況にも鑑みれば、直近の財政拡大的な国債発行の水準をある程度容認する必要がある。こうした観点から、平成22年度の国債発行額を、前政権が編成した平成21年度第1次補正予算後の国債発行額である約44兆円以内に抑えるものとする。

③ 予算編成改革

新政権は、予算編成・執行プロセス自体を改革し、中長期的な予算の効率化・財政健全化の枠組みを作る。このため、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）等に基づく改革の実現に向けて取組を進める。とりわけ、政策評価や、施策の効果の客観的な検証を予算編成に的確に反映させるために、国家戦略室が指針を示す。

また、来年前半には複数年度を視野に入れた中期財政フレームを作るとともに、中長期的な財政規律の在り方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示す。その際、諸外国の取組も参考としながら、①構造的な財政赤字の削減につなげる、②中長期的には公的債務残高の対GDP比を安定的に縮減させていく、ことを念頭に置いて検討を進める。

2 このような方針に基づいて編成された平成22年度の一般会計予算の規模は、92兆2,992億円（前年度比3兆7,512億円、4.2%増）で、一般歳出は、53兆4,542億円（前年度比1兆7,233億円、3.3%増）となっている。なお、経済危機対応・地域活性化予備費が1兆円計上されている。

財政投融资計画の規模は、18兆3,569億円（前年度比2兆4,937

億円、15.7%増)となっている。

また、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成22年度の国内総生産は475.2兆円程度、名目成長率は0.4%程度、実質成長率は1.4%程度となるものと見込まれている。

3 また、昨年12月22日に閣議決定された「平成22年度税制改正大綱」においては、税制全般の抜本改革を進めるに当たって、以下の視点に特に重点を置くこととされている。

(1) 第一に、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本とする。納税者の立場に立ったとき、好ましい税制のあり方は、制度が公平で、かつ、制度の内容が透明で分かりやすく、その制度に基づいて納税することについて納得できるものである必要がある。

(2) 第二に、「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする。国民一人一人が頑張り、かつ、その結果が報われる社会であるべきことは大前提である。しかし、人はその人だけの頑張りによって生きられるのではなく、様々な人と関わり互いに支え合うことにより、社会は成立している。現在、我が国が抱える様々な問題を解決するためには、世代間および世代内の両面にわたり、お互いに「支え合い」、共によりよい社会をつくっていくという共通認識を持って、そのために必要な費用を社会全体で分かち合うことが必要である。税制はまさにその費用の分かち合い方を決めるものである。

(3) 第三に、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえて、その改革を推進する。年金の抜本改革をはじめとして、真に必要な人に重点的に手を差し伸べることができるような社会保障制度へと改革を行う過程では、必ず税制との役割分担の議論が生じる。したがって税制改革の議論を行うに際しては、社会保障制度改革の議論とも平仄を合わせることが重要である。また、例えば、政策税制を検討する場合においても、雇用機会の拡大につながるかといった社会政策的な視点も今後は重要となる。

(4) 第四に、グローバル化に対応できる税制のあり方を考える。グローバル化の進展により、「国は納税者である人や企業を囲い込むことができる」というこれまでの前提が根本的に変化し、税制以外の判断要素もあるものの、担

税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できる状況が生まれている。このような状況の中では税制の仕組みもそれに適合したものに変わっていかざるを得ない。また地球温暖化をはじめとする環境問題や資源・エネルギー問題といった地球規模の課題に対応するための税制のグリーン化などの取組も求められている。

あわせて、税制の国際協調を推進していく。例えば各国において法人税率の引下げが進む中、タックス・ヘイブンを利用した租税回避などに対応するためには、情報交換ネットワークの拡充等を通じた税に関する国際協調が求められている。各国と協力し、国際的な税制面での協調促進によって、国際的な税の争奪戦が起きない状況を目指す。

- (5) 第五に、地域主権を確立するための税制を構築していく。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながる。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。

第2 地方財政対策

平成22年度においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれた。

一方、「平成22年度予算編成の基本方針」においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととされた。

このような方針に沿って講じることとした地方財政対策の概要は次のとおり

である。

1 地方交付税の対前年度比1.1兆円の増額

「地域主権改革」の第一歩として地方が自由に使える財源を増やし、地方公共団体が地方のニーズに適切に応えられるようにするため、地方の自主財源の充実、強化を図ることとし、地方交付税総額を対前年度比で1兆733億円増額確保している。

これと併せて、地方公共団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出として、地方財政計画の歳出に、特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」（9,850億円）を計上している。

なお、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設に伴い、既往の「地域雇用創出推進費」（5,000億円（平成21年度））は廃止することとしている。

2 財源不足とその補てん措置

平成22年度においては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少するほか、交付税特別会計借入金の償還が開始される予定であること、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、過去最大の1兆2,168億円の財源不足が生じ、平成8年度以来15年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成22年度の地方財政対策においては、平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発や「3 地方交付税の総額」で後述する別枠の加算（1兆4,850億円）等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、また、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

上記の考え方にに基づき、平成22年度の財源不足額1兆2,168億円の

うち、「折半対象前財源不足」について、

- | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| ① 一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 | 1兆 | 700億円 |
| ② 地方交付税の増額 | 4兆 | 519億円 |
| ア 平成21年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成22年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰り入れ | 7,561 | 億円 |
| イ 平成20年度分の精算の平成24年度以降への繰り延べ | 6,596 | 億円 |
| ウ 平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還の平成28年度以降への繰り延べ | 7,812 | 億円 |
| エ 交付税特別会計剰余金の活用 | 3,700 | 億円 |
| オ 「3 地方交付税の総額」で後述する別枠の加算の交付税特別会計への繰り入れ | 1兆4,850 | 億円 |
| ③ 地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 | 2兆3,189 | 億円 |

により補てんすることとした。その上で、これらを除く、10兆7,760億円について、国と地方が折半してそれぞれ補てん措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- (1) 国の一般会計からの既往法定分の加算額7,561億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第3項（平成19年度における国から地方公共団体への税源移譲に伴う地方交付税総額の減少影響の緩和措置額）に基づく加算額866億円及び同条第4項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額6,695億円であること。
- (2) 折半対象財源不足額（10兆7,760億円）のうち国負担分5兆3,880億円については、臨時財政対策加算により補てん措置を講じることとしていること。
- (3) 平成22年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（5兆3,880億円）に地方の負担である既往の臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（2兆3,189億円）を加

えた7兆7,069億円とすることとしていること。

平成22年度においては、臨時財政対策債の急増への対応として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入することとしていること。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額 1兆6,789億円

イ 地方財政計画歳出の投資的経費（単独）及び一般行政経費（単独）と決算との一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち次の合算額 4,400億円

① 平成18年度是正分 2,000億円（平成18年度是正分の一般財源相当額1兆円の5分の1）

② 平成19年度是正分 2,400億円（平成19年度是正分の一般財源相当額6,000億円の5分の2）

なお、上記①及び②の一体的かい離是正分については、それぞれ当初の発行年度以降5年間で段階的に地方税、地方交付税等の一般財源による措置（財源不足が生じる場合には国と地方が折半して補てん）に移行することとしており、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとしていること。

ウ 地方再生対策費分 2,000億円

3 地方交付税の総額

投資的経費（単独）の減を踏まえ、当面の地方単独事業等の実施に必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算（9,850億円）及び平成21年度において別枠で加算した1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の5,000億円の加算（平成20年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第3項）の継続により、地方交付税を1兆4,850億円増額した上で、地方税や地方交付税の原資となる国税5税の大幅な減収に対して国と地方が折半して補てんする措置等を講

じた結果、平成22年度の地方交付税の総額は前年度に比し1兆733億円増の16兆8,955億円（前年度比6.8%増）となるとともに、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は前年度に比し3兆6,316億円増の24兆6,004億円（前年度比17.3%の増）となっている。

なお、平成20年度分の精算（6,596億円の減額）については、全額を繰り延べ、各年度の法定加算の額を考慮して、平成24年度においては2,638億円、平成25年度においては1,979億円、平成26年度においては1,319億円、平成27年度においては660億円を地方交付税の総額から減額することとしている。

更に、将来的な精算額の平準化を図る観点等から、平成20年度補正予算（第2号）に係る地方財政措置として臨時財政対策債の発行に代えて国の一般会計から加算された額（1兆2,410億円）については、現行の精算期間等を見直し、平成24年度から平成38年度の15年間に於いてそれぞれ827億円を法定加算額等の範囲内で減額することとしている。

また、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、新たに平成28年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

(1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

1,648億円

(2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

3億円

(3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

40億円

(4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額

70億円

4 地方税制改正

平成22年度の地方税制改正においては、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの

税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

また、「平成22年度税制改正大綱」では、「地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方」について、以下の改革の方向性が示されている。

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

(2) 地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図る。

(3) 地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換する。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討する。

5 地方財政の規模

平成22年度の地方財政の歳入歳出規模（地方財政計画ベース）は8兆2千1億200億円程度（前年度比4,300億円程度、0.5%程度の減）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は6兆6千3億200億円程度（前年度比1,000億円程度、0.2%程度の増）となる見込みである（別添資料第3）。

また、平成22年度の地方財政計画においては、一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は59兆4,103億円（前年度比3,317億円、0.6%の増）となる見込みであり、一般財源から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は58兆7,600億円程度（前年度比9,600億円程度、1.7%程度の増）となる見込みである。

なお、地方債依存度は16.4%程度（平成21年度14.3%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成22年度末借入金残高は200兆円程度（平成21年度末198兆円程度）となる見込みである。

第3 予算編成の基本的考え方

「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、平成21年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるが、持ち直していくと見込まれる一方、物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況にあり、消費者物価は、大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から、4年ぶりに下落に転じるとされている。

政府は、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を着実に実施することとし、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとしている。平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の付託に応えて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」（平成12年12月30日閣議決定）の推進を通じて、成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくこととしている。さらに、経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性を高めていくこととしている。なお、経済動向を引き続き注視し、必要な場合には、果敢に対応することとしている。また、今後の経済財政運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となっ

て強力かつ総合的な取組を行うこととしている。

平成22年度の我が国経済については、景気は緩やかに回復していくと見込まれる。これは、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」や平成22年度予算に盛り込まれた家計を支援する施策等により、民間需要が底堅く推移することに加え、世界経済の緩やかな回復が続くと期待されるからである。物価は、大幅な供給超過の下で、マイナス幅が縮小するものの緩やかな下落が続くと見込まれる。また、失業率は高止まるとみられる。

なお、先行きのリスクとして、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要低迷、海外景気の下振れ、為替市場の動向等に留意する必要がある。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の歳出の見直しに努めてもなお財源不足が過去最大の規模に拡大する状況にある。社会保障関係経費の自然増が見込まれることに加えて、地方財政の借入金残高は平成22年度末に200兆円と見込まれ、今後、その償還負担が高水準で続くところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

その一方、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく必要がある。

このような現状を踏まえ、平成22年度の予算編成に当たりご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 平成22年度の国内総生産の成長率は、名目0.4%程度、実質1.4%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 地域主権に関する政策を検討、推進するため、昨年11月17日に、内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」が設置され、12月15日には、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けを見直すとともに条例制定権を拡大すること、国と地方の協議の場を法制化すること、今後の地域主権改革の推進体制を強化することを盛り込んだ地方分権改革推進計画が閣議決定されている。
- 3 地域主権型社会を確立するためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、国と地方公共団体が協調して行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たすことが重要であると考えられる。

各地方公共団体においては、平成22年度以降も、安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されるよう、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるのでご配慮いただきたい。

4 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、公務の能率的運営を推進することが重要であると考えられるので、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、住民への説明責任を果たしながら、地域の実情に応じて、適正な定員管理の推進にご配慮いただきたいこと。

(2) 給与については、地域の実情を踏まえつつ、地方公務員法の趣旨に則って決定する必要があるが、その際、特に次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない地域において支給している団体等、地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しが適切に実施されていない団体においては、速やかに実施することが重要であると考えられること。

イ 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映することが重要であると考えられること。

ウ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすることが重要であると考えられること。

エ 以上のほか、級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）、退職手当について退職時の特別昇給を廃止していない場合等、給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、その適正化を図ることが重要であると考えられること。

(3) 給与及び定員管理の状況の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を行うことにご留意いただきたいこと。

(4) 職員の人材育成については、国の人事評価制度・運用も参考としつつ、公

正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組むとともに、勤務実績の給与への適切な反映を図ることにご留意いただきたいこと。

(5) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うことにご留意いただきたいこと。

- 5 公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成21年11月12日付け総務事務次官通知）等で通知しているところであるが、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを自主的に点検し、適正な予算執行を確保するための改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営及び厳正な服務規律を確保することにご留意いただきたい。
- 6 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、近年における事例を踏まえ、出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう、適正な財務処理を再確認することにご留意いただきたい。また、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、その運用の実態を再確認し、必要なものについてはその適正化を図ることにご留意いただきたい。なお、年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うことが必要であることにご留意いただきたい。また、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、その債務負担行為の予算への計上にご留意いただきたい。
- 7 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示、また、「財政状況等一覧表」、「財政比較分析表」、「歳出比較分析表」等の活用を通じて、住民等により分かりやすい情報開示にご配慮いただきたい。
- 8 公会計の整備については、住民への情報開示を一層進める観点から、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」の活用や、「公会計の整備推進

について」（平成19年10月17日付け自治財政局長通知）の内容を踏まえ、連結財務書類4表の早期整備を要請しているところであり、必要な説明や分析を加えた分かりやすい公表にご配慮いただきたい。

9 公債費負担対策

公的資金補償金免除繰上償還措置については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）する措置を講ずることとしている。

(1) 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還

平成22年度から平成24年度までの間において、普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債を対象として、年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に対象団体を設定し、6,200億円以内の旧資金運用部資金及び2,000億円以内の旧簡易生命保険資金の補償金免除繰上償還を行うこととしていること。

(2) 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還

平成22年度から平成24年度までの間において、普通会計債（公営住宅、旧臨時地方道、旧臨時河川等、旧臨時高等学校）及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債を対象として、年利段階に応じ、市町村合併、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率や公営企業資本費等に基づいて段階的に対象団体を設定し、3,200億円以内の旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還を行うこととしていること。

(3) その他

(1)及び(2)の繰上償還については、その財源として、必要に応じ借換債を発行できることとしていること。

10 地域主権型社会を確立するためには、行財政制度のみならず、個々人の生活や地域の経済における基本問題であるエネルギーや食糧の供給構造も考慮した、

地域主権を目指すことが求められている。そのため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して、豊かな自然環境、地域において生産される食料、再生可能なクリーンエネルギー、歴史文化資産等の地域資源や域内での資金循環等を最大限活用し、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を、分散自立型・地産地消型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を目指す、「緑の分権改革」を地域主権改革の重要な柱として推進していくこととしているので、それぞれの地方公共団体で「緑の分権改革」への対応、協力をお願いしたい。

11 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）については、各党派間の協議が整い、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象の追加、法律の失効期限を6年間延長することなどを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」が議員立法により通常国会に提出される予定である。

12 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対する包括的な財政措置、外部人材の活用に対する財政措置などを講じることとしている。

13 地域の人材力活性化については、平成22年度においても、引き続き、地域人材力活性化事業として先進市町村で活躍している職員や民間専門家の紹介・派遣などを実施するとともに、地域力創造のための外部人材の活用に対する財政措置を講じることとしている。

なお、「頑張る地方応援プログラム」については、当初予定されていたプロジェクト募集期間の満了に伴い終了となるが、成果指標を用いた普通交付税の算定については、平成22年度から平成24年度までの間、激変緩和として一定の措置を講じることとしている。また、企業立地促進法に基づく減収補てん措置等については、引き続き、所要の措置を講じることとしている。

14 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、平成22年3月31日に

は1,730まで減少する予定である（平成22年1月25日時点における見込み）。

この平成11年以来の全国的な合併推進運動については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）の期限である平成22年3月31日までで一区切りをつけることとしている。

そのため、国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止するとともに、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村の合併が円滑に行われるよう、障害除去を中心とした内容に改正する「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を通常国会に提出する予定である。

また、平成21年度までに合併した市町村については、そのまちづくりを支援するため、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしている。

15 子ども手当については、平成22年度の暫定措置として、中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給することとしている。平成22年度においては、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）を現行のまま存続させ、児童手当分については国、地方、事業主が費用を負担し、残りの部分については全額国庫負担としている。

なお、支給に当たり、受給資格者が子ども手当を支給する市町村に簡便に寄附できる仕組みを設けることとしている。

これらを内容とする「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（仮称）」が通常国会に提出される予定である。

また、子ども手当の費用負担のあり方については、所得税・住民税の年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分等が、国と地方の負担調整により、最終的には子ども手当の財源として活用されるという趣旨を踏まえつつ、平成22年度において、地域主権を進める観点等から、地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方と合わせて「地域主権戦略会議」等で議論を行い、必要な措置を講ずることとしている。

16 高校の実質無償化については、公立高等学校については授業料を不徴収とし、

設置者である地方公共団体が徴収していた授業料相当額を国費により負担することとしている。また、私立学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額を国費により助成することとし、教育費負担を軽減することとしている。

これらを内容とする「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（仮称）」が通常国会に提出される予定である。

17 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金（給付費等の7%（5,108億円））については、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（3,393億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 以下の制度については、平成21年度までの暫定措置とされていたが、今後も国民健康保険事業は厳しい財政運営が続くと見込まれることから、平成25年度までの間、継続することとし、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。なお、新たな高齢者医療制度の検討に合わせて、必要に応じ、途中年度においても、国民健康保険制度の財政基盤強化策の見直しを行うこととしていること。
 - ① 保険者支援制度（766億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））
 - ② 高額医療費共同事業（2,585億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））
 - ③ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））
- (4) 以上のほか、妊娠・出産に係る負担軽減のための緊急対策として昨年10月から国庫補助事業として実施されている出産育児一時金の額の引き上げについては、引き上げ分に係る地方負担分の2/3の額を一般会計繰出しの対象経費とし、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

18 後期高齢者医療制度の円滑な実施

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 保険料軽減制度については、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、引き続き、その所要額（2, 232億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）については、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、継続することとされていること。このうち、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置及び低所得者の保険料軽減措置に伴う平成22年度分の財政措置については、全額国費により対応することとし、平成21年度第2次補正予算案に所要額を計上していること。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成22年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置することとし、所要額を平成21年度第2次補正予算案に計上するとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 高額医療費負担金（1, 106億円（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2））

② 財政安定化基金（324億円（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3））

③ 不均一保険料助成（9億円（国1/2、都道府県1/2））

(3) 実施主体である広域連合に対する市町村分担経費、市町村の施行事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について、引き続き、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 医療費の適正化を図るため、引き続き、広域連合が行う健康診査事業の市

町村負担について地方交付税措置を講じることとしていること。

19 平成21年12月から復活した生活保護の母子加算については、平成22年度においても引き続き支給することとされており、当該加算分も含めた生活保護費に係る地方負担について地方交付税措置を講じることとしている。

20 児童扶養手当については、平成22年8月から、父子家庭の父を支給対象に加えることとしており、当該拡充分も含めた児童扶養手当に係る地方負担について地方交付税措置を講じることとしている。

21 肝炎対策については、「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が平成22年1月1日より施行されたことを踏まえ、肝炎治療に係る自己負担限度額の引き下げなど医療費助成を拡充することとされており、当該拡充分も含めた肝炎対策に係る地方負担について地方交付税措置を講じることとしている。

22 がん検診については、「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）等を踏まえ、受診率の向上のために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

なお、女性特有のがん検診推進事業については、子宮頸がん及び乳がん検診の検診費用等に係る地方負担について、地方交付税措置を講じることとしている。

23 障害者の利用者負担軽減については、障害者自立支援法廃止後の新たな総合的な制度を創設するまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等について、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとされており、これらに係る経費も含めた障害福祉サービス等に係る地方負担について地方交付税措置を講じることとしている。

24 地域医療提供体制の確保

地域の医師不足等が深刻である状況を踏まえ、全国どこの地域においても安心した医療を受けられる地域医療の確立のため、医師確保等に要する経費についての支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が実施する医学部生に対する奨学金貸与事業及び後期研修医に対する修学資金等貸与事業については、各都道府県の地域医療再生計画に基づく、地域の医師確保のための医学部入学定員増に係る奨学金も含めて地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医や産科医・新生児科医等の手当への財政支援や勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減など、医師確保対策等の推進に係る国庫補助事業の地方負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

25 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止することとし、通常国会に、「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」が提出される予定である。ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金（579億円（前年度比1,156億円減））を徴収するが、平成23年度には維持管理費負担金を全廃することとしている。

また、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止し、あわせて国土交通省及び農林水産省の公共事業に係る補助金の事務費も廃止することとしている。当該補助事業の実施に直接必要な事務費については、当該補助事業と同一の地方債の対象とすることとしている。

26 公共事業について、地方公共団体の自由度を高めるため、これまでの個別補助金を原則廃止し、社会資本整備総合交付金（仮称）（既存交付金とあわせて2.2兆円）及び農山漁村地域整備交付金（仮称）（1,500億円）を創設することとされている。

27 軽油引取税及び自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、原油価格等が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、現在の税率水準を維持することとしている。

なお、軽油引取税については、燃油価格の動向の指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には本則税率を上回る部分の課税を停止することとし、この場合において、ガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合には、元の税率水準に復元することとしている。

また、自動車重量譲与税については、自動車重量税の暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減に伴い地方に減収が生じ

ないよう、譲与割合を3分の1から1,000分の407へ引き上げることとしている。

28 地域力創造対策、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、消費者行政費、公共・公用施設の地上デジタル放送移行対策、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、準要保護児童生徒に対する就学援助、特別支援教育の充実、教育教材の整備推進、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、新型インフルエンザ対策、特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業、子育て支援事業、妊婦検診、認定こども園、公共施設等耐震化事業、国民保護対策（J-ALERT運営経費を含む。）、消防広域化支援対策及び高規格救急自動車整備促進事業等については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしている。なお、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地域情報化推進事業」のうち、電子自治体の推進等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。なお、住民基本台帳カードの普及を通じて、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化に要する経費に対し、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。また、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）の施行に対応するため、市町村における既存住民基本台帳システムの改修等に係る経費について、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 「農山漁村地域活性化対策」のうち、平成21年度までとされていた「中山間地域等直接支払交付金」については、高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直しを行った上で、平成26年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費に対しても引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

また、同様に平成21年度までとされていた「離島漁業再生支援交付金」については、平成26年度まで継続することとされており、これに伴い地方単独事業に要する経費に対しても引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

- (3) 「森林・林業振興対策」のうち、公有林における作業道の整備に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
 - (4) 「準要保護児童生徒に対する就学援助」については、市町村における援助の状況等を踏まえ、地方財政措置を拡充することとしていること。
 - (5) 「特別支援教育の充実」については、公立小中学校及び公立幼稚園に特別支援教育支援員の配置に係る地方交付税措置を約37,800人分に拡充することとしていること。
 - (6) 「教育教材の整備推進」については、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体育、体験活動の充実等を定めた新学習指導要領を円滑に実施するため、教材整備緊急3ヶ年計画（平成21年度から平成23年度）に基づき地方交付税措置を引き続き措置するとともに、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
- 29 ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率及び融資限度額の引上げの特例措置を平成23年3月31日まで延長することとしている。
- 30 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。
- (1) 「消防法」（昭和23年法律第186号）の一部改正により、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準に基づく救急搬送が行われることを踏まえ、二次救急医療機関への助成に係る経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
また、傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する協議を行う協議会が都道府県に設置されることを踏まえ、メディカルコントロール体制の推進のための経費について地方交付税措置を拡充することとしていること。
 - (2) 新型インフルエンザ対策等住民の安心・安全に係る消防救急体制の強化に伴う経費について地方交付税措置を講じることとしていること。
 - (3) 震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備・更新に伴い、都道府県における当該システムの維持管理費について地方交付税措置を講じることとし

ていること。

- 31 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、平成22年度の地方財政計画上の取扱いについては、「平成22年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているので、これも踏まえ、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

第4 「地方公共団体財政健全化法」の円滑な運用

平成21年4月1日より、「地方公共団体財政健全化法」（平成19年法律第94号）が全面的に施行され、平成20年度決算から適用されたところであるが、引き続き、一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターの状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な財政健全化が図られるよう次の事項にご配慮いただきたい。

- 1 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体、又は資金不足比率が経営健全化基準以上である地方公営企業を経営する地方公共団体は、当該年度の末日までに財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならないこととされており、その策定にあたっては、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について個別外部監査の要求を行うことや議会の議決が必要とされているのでご留意いただきたい。
- 2 すべての健全化判断比率が早期健全化基準未満、又は資金不足比率が経営健全化基準未満であっても、実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額があることは、法の趣旨から望ましいことではないので、自主的な解消に向けた積極的な取組にご留意いただきたい。また、実質公債費比率等を踏まえて公債費負担の適正な管理を行うとともに、将来負担額の内容を的確に把握することにより、今後の財政負担を踏まえた安定的な財政運営にご配慮いただきたい。
- 3 地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年度間で抜本的改革を集中

的に行えるよう、「地方財政法」が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとされた。

また、これに関連して、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針について」（平成21年6月23日付け自治財政局長通知）等を通知している。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業を引き続き実施することとしている。

4 土地開発公社の運営に当たっては、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 土地開発公社の経営の健全化に当たっては、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）及び「土地開発公社経営健全化対策について」（平成20年2月6日付け自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の経営の健全化にご配慮いただきたいこと。また、第三セクター等改革推進債は、土地開発公社の解散又は業務の一部の廃止を行う場合に必要となる一定の経費に限って対象とすることができることを踏まえ、個々の業務の必要性等について自主的な検討を行った上で、必要な場合には、解散や業務の一部廃止を含めた抜本的な改革についての検討にご留意いただきたいこと。

さらに、土地取得手続の適正化、金利の軽減や経営状況に関する積極的な情報公開等にもご留意いただきたいこと。

(2) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反すると考えられることから、速やかな改善にご留意いただきたいこと。

第5 歳入

1 地方税

地方税については、次の諸点にご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の歳入を確保するとともに、公平かつ適正な税務執行に対す

る納税者の信頼を確保するため、地方税の徴収対策を推進することが重要であること。

(2) 平成22年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成22年度の税制改正による増収額を299億円（地方法人特別譲与税の影響額を含むと286億円）と見込んでいること。

(3) 平成22年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、3兆6,764億円、10.2%の減の3兆5,096億円、（道府県税にあつては16.2%の減、市町村税にあつては5.7%の減）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割9.6%の減、法人税割29.7%の減、法人事業税45.3%の減、地方消費税2.3%の減、市町村民税のうち所得割9.6%の減、法人税割29.9%の減、固定資産税（交付金を除く。）0.1%の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(4) 個人住民税については、平成24年度分から16歳未満の扶養親族に係る扶養控除を廃止するとともに16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることとしていること。これに伴い、扶養控除の見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにすること等、所要の措置を講じることとしていること。

また、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法により徴収することができることとしていること。

なお、平成22年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、市町村において地方税の電子化に伴うシステム改修等の経費負担が見込まれるため、納税義務者数に3,300円を乗じて得た金額とすることとしていること。

(5) 地方のたばこ税については、国のたばこ税と同様、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があり、この方針に沿って、平成22年10月1日から、1本あたり1.75円（国のたばこ税と合わせれば3.5円）の税率引上げを行うこととしていること。

(6) 軽油引取税及び自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持することとしていること。

なお、軽油引取税については、燃油価格の動向の指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には本則税率を上回る部分の課税を停止することとし、この場合において、ガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合には、元の税率水準に復元することとしていること。

(7) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があることにご留意いただきたいこと。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にするようご配慮いただきたいこと。

(8) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にするようご配慮いただきたいこと。

(9) 所得税確定申告書データ連携のためのシステム開発経費として、平成22年度に所得税の確定申告書データの地方公共団体（都道府県及び市町村）への電子的送付を開始するため、所要の地方交付税措置を講じることとしてい

ること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆9,171億円（前年度比4,553億円、31.1%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,777億円（同1,013億円、57.4%増）、石油ガス譲与税123億円（同10億円、7.5%減）、航空機燃料譲与税143億円（同9億円、5.9%減）、自動車重量譲与税3,090億円（同210億円、6.4%減）、特別とん譲与税102億円（同23億円、18.4%減）及び地方法人特別譲与税1兆2,936億円（同4,840億円、59.8%増）となっている。

なお、自動車重量譲与税については、自動車重量税の暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減に伴い地方に減収が生じないように、譲与割合を3分の1から1,000分の407へ引き上げることとしている。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で3,832億円であり、前年度に比し788億円、17.1%の減となっている。地方特例交付金については、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 児童手当及び子ども手当特例交付金

平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために設けられている児童手当特例交付金については、平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分等を新たに対象とするため、名称を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、総額2,337億円を交付することとしていること。

(2) 減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収に伴う地方特例交付金）

減収補てん特例交付金の総額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするために必要な995億円に、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするために必要な500億円を加算した1,495億円であること。

4 地方交付税

平成22年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の32%相当額、法人税の34%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額9兆4,654億円（平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成22年度精算額876億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額7兆6,291億円（投資的経費（単独）の減を踏まえ、当面の地方単独事業等の実施に必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算（9,850億円）及び平成21年度において別枠で加算した1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算（5,000億円）（平成20年12月18日付け覚書第3項）、既往法定分（7,561億円）並びに臨時財政対策加算分（5兆3,880億円））を加えた17兆945億円であり、前年度当初に比し9,833億円、6.1%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計における剰余金等3,702億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る利子支払額5,712億円を減額した16兆8,935億円であり、前年度に比し1兆733億円、6.8%の増となっている（別添資料第4）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、平成22年度以降の新規事業に係る地方債の元利償還金について、事業費補正方式により基準財政需要額への算入を従来行っていたものは基本的にこれを廃止（全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡等の問題があるものを除く。）し、単位数により措置する方式に振り替えることとしていること。

(2) 基準財政需要額

ア 地方財政計画の歳出における特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」（9,850億円）の創設に対応し、雇用対策や、地域資源を活用し、地域の自給力と創富力を高め、持続的な地域経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取組など、「人」を大切にする施策を地域の实情に応じて実

施できるよう「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を創設することとしていること。

「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」は、地方交付税の臨時費目とする予定であり、4,500億円程度（うち、雇用対策の取組に3,000億円程度）を算定することとしていること。

イ 特別枠のうち「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」以外の基準財政需要額への対応については、地方公共団体が地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供できるよう、関係費目の単位費用において「活性化推進特例費」として増額を行うこととしており、総額5,350億円程度（うち産業振興・雇用対策関連分2,300億円程度）を算定することとしていること。

なお、「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」の創設及び「活性化推進特例費」の設定に伴い、既往の「地域雇用創出推進費」は廃止することとしていること。

ウ 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」の交付税措置については、前年度と同様の算定方法により、4,000億円程度を算定することとしていること。

エ プロジェクト募集期間の満了に伴い終了となる「頑張る地方応援プログラム」に関しては、成果指標を用いた普通交付税の算定については、平成22年度から平成24年度までの間、激変緩和として一定の措置を講じることとしていること。

オ 条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスが実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うこととしていること。

カ 平成22年度については、財源不足が大幅に拡大したため、臨時財政対策債の発行可能額が急増しているが、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額が実質的な地方交付税であるので、前年度と比較・検討する場合は、地方交付税と臨時財政対策債を合算した額により比較・検討いただきたいこと。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウ

エイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

(3) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしており、平成22年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額がその対象となるものであること。

イ 平成22年度においては、児童手当及び子ども手当特例交付金について、その100%を算入することとしていること。

ウ 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人事業税の減が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割の減が見込まれること。

エ 基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにご留意いただきたいこと。

オ 法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(4) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成21年度に比し個別算定経費（地方再生対策費、雇用対策・地域資源活用臨時特例費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分4.0%程度、市町村分4.0%程度の増、包括算定経費にあつては、道府県分6.0%程度、市町村分3.0%程度の増と見込まれること。

(5) 平成22年度においては、臨時財政対策債の急増への対応として、財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行

方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入することとしていること。

臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

- (6) 平成22年度の特別交付税の総額は、平成21年度に比し6.8%の増となっているが、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたいこと。

特に、平成21年度において、災害対策関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、公共事業関係費が減少する一方で、子ども手当の創設、高校の実質無償化の実施や社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上12.3%程度の増になるものと見込まれる。

また、平成22年度における各種交付金の計上額は、別添資料第5のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたい。

6 地方債

平成22年度の地方債計画（別添資料第6）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、1兆5,897.6億円となり、前年度に比し1兆7,132億円、12.1%の増となっている。

このうち、普通会計分は1兆3,939億円で、前年度に比べて1兆6,610億円、14.0%の増となっており、公営企業会計等分は2兆4,037億円で、前年度に比べ522億円、2.2%の増となっている。

なお、公的資金補償金免除繰上償還措置については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を2,400億円程度軽減（推計値）する措置を講ずることとしている。また、その財源として必要に応じ借換債を発行できることとしている。

地方債計画の主な内容は、次のとおりである。

(1) 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債7兆7,069億円を計上していること。

なお、資金については、市町村分を中心に、地方公共団体金融機構資金を8,260億円、財政融資資金を2兆2,351億円確保していること。

併せて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び地方道路等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げによる財源対策債（個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含む。）は1兆700億円で、前年度に比べ2,200億円、17.1%の減となっていること。

(2) 地域活性化事業債については、地域主権改革を推進する観点から、自然環境、エネルギー、食料、歴史文化資産等の地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げていくことにより、「分散自立型・地産地消型社会」、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」への転換を図る「緑の分権改革」に資する事業を今後支援することとしていること。

(3) 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）600億円を計上していること。

(4) 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債4,900億円を計上していること。

(5) 自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、通常の地方債

に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上していること。

- (6) 「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号)及び「合併特例法」の下で平成21年度までに合併した市町村を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業を計画的に実施できるよう、所要額を計上していること。

また、平成22年4月以降に合併する市町村については、合併時の障害除去の観点から特に必要となる事業について、地域活性化事業債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

- (7) 辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債433億円を計上していること。また、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の延長に伴う新たな過疎対策に対応するため、過疎対策事業債2,700億円を措置することとしていること。

- (8) 地方公営企業の廃止、地方公社の解散又は一部事業の廃止及び第三セクターの整理又は再生に伴う債務処理等を円滑に実施することができるよう、平成25年度までの間、一般事業債において第三セクター等改革推進債を発行できることとしていること。

- (9) 国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分並びに地方法人特別税等による減収に係る資金手当分として調整債200億円を計上していること。

- (10) 「地方公共団体財政健全化法」に基づく財政再生団体が、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の期間内に計画的に解消するため、再生振替特例債を発行できることとしていること。

- (11) 地方債資金のうち、公的資金については、臨時財政対策債の急増に対処するため増額確保していること。なお、臨時財政対策債については、前年度と同割合の公的資金を確保するとともに、一般市町村については原則として全額公的資金を配分するなど、地方公共団体の資金調達に配慮することとしていること。さらに、地方公共団体金融機構資金について、新たに社会福祉施設整備事業を貸付対象としていること。

また、民間等資金の円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発

行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。

この結果、平成22年度地方債計画における地方債資金については、財政融資資金4兆3,390億円（前年度比4,050億円、10.3%増、地方債計画中の構成比27.3%）、地方公共団体金融機構資金2兆1,590億円（前年度比3,260億円、17.8%増、構成比13.6%）及び民間等資金9兆3,996億円（前年度比9,822億円、11.7%増、構成比59.1%）となっていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金4兆3,000億円（前年度比6,300億円、17.2%増、構成比27.0%）、銀行等引受資金5兆996億円（前年度比3,522億円、7.4%増、構成比32.1%）となっていること。なお、市場公募資金のうち、住民参加型市場公募債は2,500億円となっていること。

(12) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化にご配慮いただきたいこと。

全国型市場公募債については、地方債資金の調達の透明性の確保や市場規模の適切な拡大による発行条件の改善等を図る観点から、既発行団体にとっては発行規模の拡大を、未発行団体にとってはその発行を、それぞれ検討することにご留意いただきたいこと。

なお、平成22年度においては、新たに加わる1団体を含め48団体が全国型市場公募債を発行する予定であること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から「住民参加型市場公募債」の発行の推進にご配慮いただきたいこと。

(13) 発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行市場公募債のうち全国型については平成22年度において発行規模1兆6,200億円程度、35団体を予定

していること。

- (14) 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替地方債の利子については、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものを対象に、非課税手続を簡素化するとともに、非課税対象者の範囲等を拡充する措置を講ずることが「平成22年度税制改正大綱」に盛り込まれていること。

また、非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替地方公共団体金融機構債券等につき支払を受ける利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）については、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものを対象に、所得税及び法人税を非課税とする措置を講ずることも「平成22年度税制改正大綱」に盛り込まれていること。

- (15) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、BIS規制上、信用リスクの標準的手法において、リスク・ウェイトがゼロとされていること等について、住民及び市場関係者の一層の理解を得ることは、地方債全体の信用にも寄与するものであるため、積極的なIR活動（投資家・金融機関等への説明）等の情報提供の推進にご配慮いただきたいこと。

- (16) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分ご留意いただきたいこと。

なお、この観点から、一般公共事業（農業農村整備事業）に係る財政融資資金の償還年限を延長することとしていること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとともに、同様の観点から、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むことにご配慮いただきたいこと。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、高校の実質無償化により、公立高等学校については、授業料を不徴収とすることから、当該授業料相当額の減額により、前年度に比し2,733億円、17.2%の減の1兆3,

126億円になるものと見込まれる。

第6 歳出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方財政計画上の職員数については、引き続き定員の純減を進めるとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、20,666人の純減（公立保育所保育士人件費を一般行政経費（単独）から移し替えたことにより、給与関係経費としては4,143人の増）としていること。

(2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う2,608人の減員に対して、4,200人の改善増を見込むことにより、全体として1,592人の増員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学等の教職員については、地方財政計画上、特別支援学校の児童生徒数の増加及び特別支援教育の推進等に伴い、293人の増員を見込んでいること。

(3) 一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、23,345人の減員（公立保育所保育士の移し替え24,809人を含めると1,464人の増）としていること。

(4) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、868人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、74人の減員を見込んでいること。

(5) 地方公務員共済組合負担金については、別添資料第7のとおり改定される予定であること。

なお、追加費用については、地方財政計画上、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（平成19年4月13日国会提出閣法第95号）が廃案となったことに伴い、平成20年度に地方公務員共済組合が負担した、本来地方公共団体が負担すべき追加費用の額の精算額及び平成22年度に地方公共団体が負担すべき追加費用の額を含む額（9,820億円、対前年度比1,637億円の増）を計上していること。

(6) 平成22年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

(7) 地方財政計画上の給料単価等の積算に当たって、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差等の反映、級別職員構成の是正及び教員給与の見直し等を見込んでいること。

2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 一般行政経費（単独）については、既定の行政経費について自助努力による節減分を見込みつつ縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策等に財源の重点配分を図ることとし、前年度と同額の1兆3,285億円を計上することとしていること。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,393億円、都道府県調整交付金5,108億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,232億円を合算した1兆1,733億円を計上することとしていること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、引き続き、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を増額計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成22年度においては、5,700億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保するようご留意いただきたいこと。

(5) 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとされており、地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 国の公共事業関係費は前年度比18.3%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し約31.5%減の7,100億円程度、補助事業費については、前年度に比し約12.5%減の4兆3,300億円程度となる見込みであること。
- (2) 地方単独事業費については、投資的経費（直轄・補助）の大幅な減少を踏まえて前年度比15.0%減の6兆8,700億円程度を計上することとしていること。
- (3) 公共工事については、コスト構造改善への取り組みの参考とするため、「公共事業コスト構造改善に対する取組について」（平成20年5月9日付け総務事務次官通知）を通知していること。

また、公共工事における一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充、ダンプ受注の防止の徹底、予定価格等の公表の適正化等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付け総務省自治行政局長・国土交通省建設流通政策審議官通知）等において要請していること。

4 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金の増加等を踏まえ、地方財政計画上前年度に比し0.8%程度の増を見込むこととしている。

5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度と概ね同額を見込むこととしている。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することと

している。

7 その他

次の諸点に、特にご留意いただきたい。

(1) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、「地方財政法」第2条の趣旨を踏まえ、その適正を確保する必要があるため、各地方公共団体においては、「地方公共団体財政健全化法」附則第5条の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めていただきたいこと。なお、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等を支出できる場合の要件・手続を定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）に係る取扱い等については、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」（平成20年3月19日付け自治財政局財務調査課長通知）等を参照いただきたいこと。

(2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるため、各施行団体においては、施設改善やファンサービス等の売上増加策を講じ、公営競技の魅力の向上を図りつつ、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じた、今後の事業の在り方に関する検討にご留意いただきたいこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしていること。

また、公営競技収益金については、引き続き均てん化を推進することが必要であり、平成22年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、厳しい経営状況を踏まえた配慮措置を講じた上で、その延長を図ることとしていること。

(3) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を「公共調

達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）としてとりまとめていること。

第7 地方公営企業

1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしている。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

なお、地方公共団体金融機構において良質な資金の貸付けが可能であることから、工業用水道事業、電気事業・ガス事業、介護サービス事業及び市場事業・と畜場事業に係る公的資金については、当該機構の資金を活用することとしていること。

(2) 旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、地方債計画に公営企業借換債300億円を計上していること。

(3) 平成19年度から平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じたところであるが、繰上償還の承認を受けた企業においては当該公営企業経営健全化計画の着実な実施が求められること。

(4) 水道事業においては、簡易水道事業の統合を推進することにより、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、国庫補助（簡易水道再編推進事業）の対象となった建設改良事業について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。

また、上水道安全対策事業のうち、災害対策の観点から行われる送・配水管の相互連絡管等の特定の事業について、地方財政措置を拡充することとしていること。

(5) 交通事業については、地下鉄事業経営健全化対策において、「地方公共団体財政健全化法」に基づく経営健全化団体に対しては、当該団体が定める経営健全化計画に基づき、当該計画の期間中に一般会計が行う出資について、所要の地方債措置を講じることとしていること。

(6) 下水道事業については、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対する高資本費対策として、使用料単価が150円/m³以上であることを条件として資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

また、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしていること。

なお、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度と同様に、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、当該措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(7) 病院事業については、昨年度に引き続き、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る所要額を確保するとともに、周産期医療の拡充を図るほか、新たに感染症医療に対する財政措置を講じる等、地方交付税措置を拡充することとしていること。

2 地方公営企業会計制度等の抜本的な見直し

「地方公営企業会計制度等研究会」報告書が、平成21年12月24日にとりまとめられ、地方公営企業会計制度等について、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする、公営企業の特性を適切に勘案すべきこと、「地域主権」の確立に沿ったものとする、という基本的考え方に基づく見直しが提言された。

具体的には、地方公営企業の会計基準については、借入資本金に計上している企業債等の負債への計上、償却資産の取得に係る補助金等の取扱いの改正、退職給付引当金の引当ての義務化等を行うとともに、この見直しが健全化判断比率等に影響することがないように、必要な調整を行うこと、また、法定積立金の積立義務の廃止や減資制度の創設をはじめとする資本制度の見直し、「地方公営企業法」の財務規定等の適用範囲の拡大等についても指摘されたところで

ある。

このうち、資本制度の見直しについては、地方分権改革推進計画に基づき通常国会に提出される予定である「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」により所要の法律改正を行うとともに、会計基準の見直しについても、平成22年度に所要の政省令改正を行い、2年から3年程度の移行期間を設けた上で、新たな基準を導入することを予定しているので、ご留意いただきたい。